

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 29 回 総 会

令和 2 年 1 月 28 日 (火)

名護市農業委員会 第29回総会

開催日時 令和2年1月28日(火) 午前10時00分～

開催場所 名護市労働福祉センター

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	○	2番	長山 正敏	◎	3番	前川 好男	◎
4番	宮城 政喜	欠	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	○	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	○
10番	—	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	○

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第183号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する
農地等の買受適格証明願いについて

第184号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第185号 農地転用事業計画変更承認申請について

第186号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第187号 農用地利用集積計画の意見決定について

第188号 現況証明願いについて

第189号 非農地証明願いについて

第190号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報 告 農地法第3条の取消しについて

報 告 農地法第5条の取消しについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は2番と3番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第29回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第183号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する

農地等の買受適格証明願ひについて)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積5,678㎡(2筆計)。競売物件に対し、新規就農の為の申請となります。申請者は北部に実家があり、そこから通うこととなる。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第184号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積6,994㎡(2筆計)。新規就農のための有償移転。従事者5名、主従事日数160日。計画作物はサトウキビ。

事務局としては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議題第185号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積1,554㎡。

整理番号2番 農振農用外、面積1,091㎡。両案件は同一案件となります。事業計画変更の理由は、当初許可を受け、1年以内に工事の着工、完了を行う必要があるが、完成までに至っていないことから、県との協議の上、適正な工期へ変更する必要があるとなっております。農地区分は、第2種農地(市街地近傍)一団農地1.9haとなっております。

事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員 事業費等に変更はないのか。

事務局 工期以外に変更はありません。

議長 その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 186 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農振外、面積 308 m² (2 筆計)。貸店舗、貸簡易宿泊所のための所有権移転。5 条取消し申請同時申請有り案件。始末書有で、既にプレハブの設置があります。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 2 番 農振農用地外、面積 330 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 1 種農地 (10 戸連たん)、一団農地 37ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 3 番 農振農用地外、面積 1,576 m² (4 筆計)。貸倉庫のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (4 割街区)、宅地割合 43.32%。原則許可相当の案件となります。

整理番号 4 番 農振農用地外、面積 665 m²。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 0.1ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 5 番 農振農用地外、面積 619 m²。貸駐車場のための所有権移転。貸駐車場の使用に際し、借受側からの確約書あり。農地区分は、第 2 種農地 (市街地近傍)、一団農地 0.2ha。問題なしの案件と考えます。

整理番号 6 番 農振外、面積 315 m²。貸資材置場のための所有権移転。自譲受人の会社にて使用。農地区分は、第 3 種農地 (用途地域)、第 1 種中高層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

整理番号 7 番 農振外、面積 1,245 m² (3 筆計)。共同住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地 (用途地域)、第 1 種中高層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

整理番号 8 番 農振外、面積 223 m²。一般個人住宅のための所有権移転。始末書ありで、昭和 50 年代から住宅が建てられており、今回 2 世帯住宅建設に際し申請なる。農地区分は、第 3 種農地 (用途地域)、第 1 種低層住宅専用地域。原則許可相当の案件となります。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

整理番号 3 番の案件について、許可を出さないわけではないが、貸倉庫の需要があるのか疑問である。法律に違反していないが、このような転用の仕方には疑問がある。

事務局

貸駐車場の場合もそうだが、近隣住民が利用するとした場合は範囲が広くなるため、事務局としても取り扱いに困っている。事務局としては許可相当として挙げるが、今後利用が見込まれない場合は、許可後の報告の際に、指導の対象になるのかと考える。許可は相当だと考えます。

議長

我々の許可を通すための権利移動の場合は問題であるが、現時点で判断できない。このような件は一年後に利用が見込まれないからといって、権利を元

に戻すことはできない。その時に指導しても意味がない。今後このような件については、改めて法律を確認していただき、事業を進めても譲渡は一年後に許可を出す方法が可能かどうかを調べてください。

事務局

例えば、農業委員会からの意見書の中で「所有権登記は許可条件が適当と認められた後に実施することが望ましい」などのような意見をつけることは可能かと思われる。後は、県の判断に委ねることとなる。

議長

それではそのようにしましょう。

その他質問はありますか。質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号3番については先ほどの意見書を付けて可決とし、他は可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第187号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局

当該案件に農業委員に関わる案件があるため、前川委員は退席いたします。(退席)

令和2年1月21日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人4名。譲受人8名。設定筆数14筆、面積23,867.55㎡。内 賃借権7筆、使用貸借権7筆、所有権移転0筆となっています。

整理番号1番から5番 20年の使用貸借権。作物はコーヒー、果樹。稼働日数250日。

整理番号6番から7番 6年の賃借権。作物は野菜。稼働日数250日。再設定。

整理番号8番から9番 10年の使用貸借権。作物は菊。稼働日数250日。再設定。

整理番号10番 合意解約後の面積変更のため、3年の賃借権。作物はマンゴー、野菜。

整理番号11番 合意解約後の面積変更のため、3年の賃借権。作物は野菜、芋。

整理番号12番 合意解約後の面積変更のため、3年の賃借権。作物はウコン。

整理番号13番 合意解約後の面積変更のため、3年の賃借権。作物は野菜。

整理番号14番 合意解約後の面積変更のため、3年の賃借権。作物はウコン。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長 前川委員を会議室へ戻してください。(着席)

(第 188 号 現況証明願いについて)

調査員 整理番号 1 番 農振外。当該申請地は昭和 46 年頃より農地として利用されてなく、墓地用地として使用され、現在に至っている。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 189 号 非農地証明願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農振農用地外、面積 1,095 m² (3 筆計)。所有者は故人となり相続人全員が相続放棄のため、弁護士預かり土地となっている。現地の状況については、土地改良法による仮換地処分整備されているが、当時から耕作されておらず、これからも耕作される見込みはないとのことだが、現地確認した結果、平地で農耕が出来ないとは言えない。手を加えれば農作業可と考えられる。

調査員 整理番号 2 番 農振農用地外、面積 1,203 m²。当該申請地は、進入路のない袋地で、50 年以上前から農地として利用されておらず、農地としての有効活用が困難な場所であるとのことから申請が出されている。

整理番号 3 番 農振農用地外、面積 86 m²。道路保全のための災害復旧工事により法面となった地を公衆用道路として地目変更を行いたいとのことから申請が出されている。

整理番号 4 番 農振外、面積 33 m²。当該申請地は、昭和 58 年頃より耕作しておらず、農地として使用していない。当時より住宅地の庭として現在まで使用しているとのことから申請が出されている。

議長 現地調査の結果、整理番号 1 番は、平地で耕作困難な土地であるとは言えない。よって本非農地証明願いについては証明不可と判断します。

調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、整理番号 1 番を否決。他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 190 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について)

事務局 昨年 10 月に、奈良県安塔町農業委員会会長が農地法違反で逮捕、更に大分県別府市農業委員会会長が農地転用を巡る収賄(シュウワイ)で逮捕されております。なお、過去 1 年間で農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は本件を含め 4 件となっているとのこと。

以上の事態より、農林水産省から農業委員会に対し綱紀粛清の通知が出されており、全国農業会議では、去った 11 月に開催された令和元年度全国農

業委員会会長会代表者集会にて「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」が決議されております。同決議書の趣旨に則り、各農業委員会の総会において、今回お示しの「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を決議し、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すことが求められております。なお、次年度以降も年1回以上、総会にて法令順守の決議を行う事が求められております。

それでは、P1の「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を読み上げます。

「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、の農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1 農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修などを実施すること。令和2年1月28日 名護市農業委員会」

なお、資料P2には、決議書に出てくる農業委員会法第31条と第33条を抜粋しております。

「議事参与の制限 第31条 農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。2 前項の規定は部会に準用する。」

「議事録 第33条 会長は農林水産省令で定められるところにより、議事録を作成し、これをインターネット利用その他適切な方法により公表しなければならない。」

なお、第33条で示す議事録の公表については、総会終了後、議事録を作成し、名護市のホームページにて掲載しております。

各委員の皆様におかれましては、本日配布している決議書資料を改めてご確認いただきますようお願いいたします。

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

議事に参与できないとは何か。

先ほど行われたように、農業委員本人や身内の案件の時は、議決に参加できないということです。

他に質疑はありますか。それでは、皆さんは公務員と同じ立場になってい

議長
委員
議長

ることを改めて確認してください。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第3条許可申請取消し願いについて

事務局 整理番号1番 面積3,166㎡。当該案件は、誤った地番で3条許可を受けてしまったための取消しとなります。

(報告 農地法第5条許可申請取消し願いについて

事務局 整理番号1番 当該案件は、5条申請整理番号1番時に説明しておりますので省略します。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第29回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 長山 正敏 印

署名委員 前川 好男 印